

NEW!

安全安心のPTA活動のために、PTA単位で加入する、PTA会員のためのお見舞金制度 平成30年度から、もっと補償が充実！「神戸市PTA総合補償制度」

◆神戸市PTA 安全教育振興会による見舞金制度（上限額10万円）◆損保会社によるPTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険

当補償制度負担金は1単Pあたり、PTA世帯数×100円です。※給付対象：PTA会員＝保護者・教職員とその園児・児童・生徒、会員同居の親族、PTAが事前にPTA行事に参加を認めた方（ボランティア等）。

事故が発生したら…



- PTA活動中に、PTA会員※の方が万一、おケガなどをされた場合は、すぐにPTA本部までお知らせください。（PTA活動とは…国内での単位、区、市のPTA主催行事やPTA各種会議・PTA参加の学校行事・PTA研究大会参加など）
- PTA本部のご担当者が、事故の申請を行います。（補償の対象かどうかご不明な場合は、ご担当者がお気軽にお問い合わせください）
- ※PTA会員＝PTA加入の保護者、教職員以外に、PTA活動に参加する会員のお子様、会員同居親族、PTAにより事前に参加を認めたボランティアも含まれます。

おケガをされたPTA 会員様は、すぐに任意の病院等で治療を始めてください。

治療されたら…



- PTA本部のご担当者が、会員様の治癒に合わせ、必要書類を整えてご提出ください。
必要書類のコピー用原本は、「長期保存用」と書かれた手引き冊子にあります。
「神戸市PTA 協議会」のHPからもDLできます。

HOME⇒PTAの保険⇒PTA安全教育振興会 ⇒



見舞金上限は合計10万円・対象期間は通院初日～180日までです。

PTA 本部ご担当者様は、各申請書に必要な書類とともにご提出ください。（庁内メール可）

お見舞金のお渡し



- お見舞金が確定しましたら、会長様指定のPTAの口座へ送金いたします。PTA会長様からの会員様へのお見舞金として、ご本人様へお渡ししてください。

見舞金は振興会規定の計算方法で確定します。交通費などを含む実費のお支払いをするものではありません。上記は最も標準的なパターンです。詳しくは加入時に配布の「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「保障制度の手引き」をご覧ください。

特別見舞い金（矯正用メガネ、補聴器等・歯牙の欠損）や、会員以外への賠償、後遺障害等の補償内容（金額）につきましては、ご担当PTA本部役員様が「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「（長期保存用）補償制度の手引き」をご覧ください。

ここがNEW★!

入院の場合 1日 **5,000***円
 通院の場合
 実診療の日数×**3,000***円または
 診療期間日数×500円の、いずれか高い方。
 （ただし・平成30年6月1日以降の発生事故に限ります。継続治療は以前の算定基準です。）

申告様式がシンプルになりました！*
 添付書類が変わります！

- ①見舞金申告書（様式）
- ②請求書（様式）
- ③各通院で精算時に受け取るレセプト表（明細領収書）をすべて（コピー可）* お送りください。

（③は、原本の場合、確認後ご本人へお返しいたします。）
 ※ お見舞金申請には診断書様式は不要です。
 ※ 保険会社請求に関して診断書が必要な場合は、保険会社から別途請求があります。

***** 各種お問い合わせ先 *****
 神戸市PTA 安全教育振興会 TEL(078)360-3455(月・金 10時～4時) 以外の日時(神戸市PTA 協議会)TEL(078)360-3453(平日 9時～5時)
 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 第二支社 TEL(078)331-8517